

ID: 53

担当部署: 教育委員会 社会教育課

| | | | |
|---|------------------|---------------|-------|
| 処分の概要 | 見学又は利用の承認の取消し等 | | |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 聖籠町歴史資料展示館条例 第4条 | | |
| 例 規 番 号 | 平成20年 条例第3号 | | |
| <p>【根拠条文】 (見学又は利用の承認の取消し) 第四条 教育委員会は、前条に規定する承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消し、又はその見学若しくは利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>一 不正の手段により前条に規定する承認を受けたとき。 二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 三 前条第三項の規定により見学又は利用の承認に付した条件に違反したとき。 四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設 定 年 月 日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 最 終 変 更 年 月 日 | 年 月 日 |